

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 解説 新旧対照表

赤字…改正部分

改正案	現行
<p data-bbox="235 411 936 438">電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説</p> <p data-bbox="212 483 268 544">目次 (略)</p> <p data-bbox="212 587 286 614">1 (略)</p> <p data-bbox="212 657 286 684">2 定義</p> <p data-bbox="212 727 320 754">2-1 (略)</p> <p data-bbox="212 798 320 825">2-2 (略)</p> <p data-bbox="212 868 631 895">2-3 個人識別符号 (法第2条第2項関係)</p>	<p data-bbox="1124 411 1825 438">電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説</p> <p data-bbox="1102 483 1158 544">目次 (略)</p> <p data-bbox="1102 587 1176 614">1 (略)</p> <p data-bbox="1102 657 1176 684">2 定義</p> <p data-bbox="1102 727 1209 754">2-1 (略)</p> <p data-bbox="1102 798 1209 825">2-2 (略)</p> <p data-bbox="1102 868 1520 895">2-3 個人識別符号 (法第2条第2項関係)</p>

(参考)

法第2条 (第2項)

(略)

政令第1条

(略)

規則第2条

(略)

規則第3条

令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (2) 令第1条第7号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (3) 令第1条第7号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

(参考)

法第2条 (第2項)

(略)

政令第1条

(略)

規則第2条

(略)

規則第3条

令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 令第1条第7号イに掲げる証明書 同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号
- (2) 令第1条第7号ロ及びハに掲げる証明書 同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

規則第4条

令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (4) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組員等記号・番号

規則第4条

令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項及び第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (2) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (3) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (4) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (6) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (7) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (8) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
- (9) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (10) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (11) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組員証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

<p><u>(7) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p><u>(8) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</u></p> <p><u>(9) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号</u></p>	<p><u>(13) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p><u>(14) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p><u>(15) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p><u>(16) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p><u>(17) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p><u>(18) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号</u></p> <p><u>(19) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号</u></p> <p><u>(20) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号</u></p>
<p>2-4~2-14（略）</p> <p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）</p> <p>3-1 個人情報の利用目的（第4条～第5条、第8条第3項関係）</p> <p>3-1-1~3-1-5（略）</p> <p>3-1-6 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）</p>	<p>2-4~2-14（略）</p> <p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）</p> <p>3-1 個人情報の利用目的（第4条～第5条、第8条第3項関係）</p> <p>3-1-1~3-1-5（略）</p> <p>3-1-6 利用目的による制限の例外（第5条第3項関係）</p>

第5条（第3項）

（略）

次に掲げる場合については、第5条第1項及び第2項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意（※）を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である。

（※）「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

（1）法令に基づく場合（第5条第3項第1号関係）

法令に基づく場合は、第5条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項）

事例2) 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第218条）

事例3) 税務署の所得税等に関する調査に対応する場合（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2他）

事例4) 弁護士会からの照会に対応する場合（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2）

事例5) 保健所が行う積極的疫学調査に対応する場合（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第1項）

(2)～(4)（略）

3-1-7（略）

（参考）

法第16条（第3項）

第5条（第3項）

（略）

次に掲げる場合については、第5条第1項及び第2項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うに当たり本人の同意（※）を得ることが求められる場合であっても、当該同意は不要である。

（※）「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

（1）法令に基づく場合（第5条第3項第1号関係）

法令に基づく場合は、第5条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

事例1) 警察の捜査関係事項照会に対応する場合（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項）

事例2) 裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合（刑事訴訟法第218条）

事例3) 税務署の所得税等に関する調査に対応する場合（国税通則法（昭和37年法律第66号）第74条の2他）

事例4) 弁護士会からの照会に対応する場合（弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2）

(2)～(4)（略）

3-1-7（略）

（参考）

法第16条（第3項）

(略)

3-2 個人情報の取得（第6条～第8条関係）

3-2-1～3-2-5（略）

3-2-6 直接書面等による取得（第8条第2項関係）

第8条（第2項）

(略)

電気通信事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示（※）しなければならない。

なお、名刺などは、一般の慣行として、自身の個人情報を、本人の自発的な意思で、任意の簡便な形式により相手に提供するものであり、申込書、アンケート調査票、懸賞応募はがき等のように、電気通信事業者が一定の書式や様式を準備した上で、本人が当該事業者の求めに沿う形で個人情報を提供する場合は異なることから、本項の義務を課するものではないが、その場合は第8条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない（ただし、3-2-7（利用目的の通知等をしなくてもよい場合）参照）。口頭により個人情報を取得する場合についても同様である。

また、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は第8条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（3-2-5（利用目的の通知又は公表）参照）。

(略)

3-2-7 利用目的の通知等をしなくてもよい場合（第8条第4項関係）

(略)

3-2 個人情報の取得（第6条～第8条関係）

3-2-1～3-2-5（略）

3-2-6 直接書面等による取得（第8条第2項関係）

第8条（第2項）

(略)

電気通信事業者は、契約書や懸賞応募はがき等の書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示（※）しなければならない。

なお、口頭により個人情報を取得する場合にまで、本項の義務を課するものではないが、その場合は第8条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知するか、又は公表しなければならない。

また、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は第8条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない（3-2-5（利用目的の通知又は公表）参照）。

(略)

3-2-7 利用目的の通知等をしなくてもよい場合（第8条第4項関係）

第8条（第4項）

（略）

次に掲げる場合については、第8条第1項から第3項までにおいて利用目的の本人への通知（※1）、公表（※2）又は明示（※3）（以下この項において「利用目的の通知等」という。）が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1)～(3) （略）

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（第8条第4項第4号関係）

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、第8条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例1) 商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合

事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡や、所属する会社の広告宣伝のための冊子や電子メールを送付するという利用目的であるような場合

3-3～3-4（略）

3-5 個人データの第三者への提供（第15条～第18条関係）

3-5-1 第三者提供の制限の原則（第15条第1項関係）

第15条（第1項）

（略）

第8条（第4項）

（略）

次に掲げる場合については、第8条第1項から第3項までにおいて利用目的の本人への通知（※1）、公表（※2）又は明示（※3）（以下この項において「利用目的の通知等」という。）が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。

(1)～(3) （略）

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（第8条第4項第4号関係）

取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合は、第8条第1項から第3項までの適用を受けず、当該利用目的の通知等は不要である。

事例1) 商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合

事例2) 一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという利用目的であるような場合 （ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。）

3-3～3-4（略）

3-5 個人データの第三者への提供（第15条～第18条関係）

3-5-1 第三者提供の制限の原則（第15条第1項関係）

第15条（第1項）

（略）

電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

【第三者提供とされる事例】（ただし、第15条第10項各号の場合を除く。）

- 事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- 事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- 事例3) 電気通信事業者間で、特定の個人データを交換する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例) 同一電気通信事業者内で他部門へ個人データを提供する場合

ただし、次の(1)から(4)までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-6（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（第15条第1項第1号関係）

「法令に基づく場合」について、裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合には、令状で特定された範囲内の情報を提供するものである限り、提供を拒むことはできない。

他方、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2第2項、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）第29条等）等がなされた場合においては、原則として照会に応じるべきであるが、電気通信事業者には通信の秘密を保護すべき義務もあることから、通信の秘密に属する事項（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）について提供することは原則として適当ではない。なお、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である。もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わって

電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意（※1）を得ないで提供してはならない（※2）（※3）。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない（3-1-1（利用目的の特定）参照）。

【第三者提供とされる事例】（ただし、第15条第10項各号の場合を除く。）

- 事例1) 親子兄弟会社、グループ会社の間で個人データを交換する場合
- 事例2) フランチャイズ組織の本部と加盟店の間で個人データを交換する場合
- 事例3) 電気通信事業者間で、特定の個人データを交換する場合

【第三者提供とされない事例】（ただし、利用目的による制限がある。）

事例) 同一電気通信事業者内で他部門へ個人データを提供する場合

ただし、次の(1)から(4)までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-6（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合（第15条第1項第1号関係）

「法令に基づく場合」について、裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合には、令状で特定された範囲内の情報を提供するものである限り、提供を拒むことはできない。

他方、法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2第2項、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。）第29条等）等がなされた場合においては、原則として照会に応じるべきであるが、電気通信事業者には通信の秘密を保護すべき義務もあることから、通信の秘密に属する事項（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）について提供することは原則として適当ではない。なお、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である。もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することが

くることがあり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である。(※4)

いずれの場合においても、本人等の権利利益を不当に侵害することのないよう提供等に応じるのは、令状や照会書等で特定された部分に限定する等提供の趣旨に即して必要最小限の範囲とすべきであり、一般的網羅的な提供は適当ではない。

(2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第15条第1項第2号関係）

(3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第15条第1項第3号関係）

(4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第15条第1項第4号関係）

(※1) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

(※2) ブログやその他のSNSに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のSNSの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

(※3) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

(※4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に定める発信者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者（コンテンツプロバイダ（CP））が保有する電話番号が請求者

うかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である。

いずれの場合においても、本人等の権利利益を不当に侵害することのないよう提供等に応じるのは、令状や照会書等で特定された部分に限定する等提供の趣旨に即して必要最小限の範囲とすべきであり、一般的網羅的な提供は適当ではない。

(2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第15条第1項第2号関係）

(3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第15条第1項第3号関係）

(4) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（法第15条第1項第4号関係）

(※1) 「本人の同意」については、2-13（本人の同意）を参照のこと。

(※2) ブログやその他のSNSに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のSNSの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

(※3) 電気通信事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第83条により刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科され得る。

（特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者）に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者（以下「電話会社」という。）に対して、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。

この場合には、当該電話会社にとって、権利侵害情報の投稿通信は自ら提供する電話サービスの個々の通信ではなく、また、当該弁護士会照会は当該電話会社が提供する電話サービスの個々の通信の発信者を明らかにするためのものではないため、これに応じることは通信の秘密を侵害するものではないと解される。

（参考）

法第23条（第1項）

- 1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3-5-2 オプトアウトによる第三者提供（法第15条第2項～第7項、第9項関係）

3-5-2-1 オプトアウトに関する原則（第15条第2項、第4項～第7項、第9項関係）

（参考）

法第23条（第1項）

- 1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3-5-2 オプトアウトによる第三者提供（法第15条第2項～第7項、第9項関係）

3-5-2-1 オプトアウトに関する原則（第15条第2項、第4項～第7項、第9項関係）

第15条（第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第9項）

（略）

電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の（1）から（5）までに掲げる事項をあらかじめ（※1）本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※2）に置くとともに、法第23条第2項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には（※3）、第15条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意（※4）を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（※5）（オプトアウトによる第三者提供）。他方、電気通信事業者が加入者の個人データを第三者提供する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うことが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、電話帳に掲載する場合など本人の意思をできるだけ尊重すべきものについては、本人の申出により提供を停止するという扱いにすることが望ましい。

電気通信事業者は、第15条第2項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第15条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

（1）第三者への提供を利用目的とすること。

利用目的が具体的に分かる内容とすること。「等」や「その他」等のあいまいな表現の記入は望ましくない。

事例1）住宅地図帳、住宅地図データベース及び住宅地図関連商品（配信サービスを含む）を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

事例2）年齢別、資産家、健康食品購入者、同窓会、弁護士、不動産投資者及びマンションオーナーの名簿を制作し、販売することで、個人データを第三者に提供すること。

（2）第三者に提供される個人データの項目

オプトアウトにより第三者に提供される個人データの項目を網羅的に示す必要がある。提示されていない個人データの項目を、オプトアウトにより第三者に提供することはできないことに、注意を要する。

第15条（第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第9項）

（略）

電気通信事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の（1）から（5）までに掲げる事項をあらかじめ（※1）本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態（※2）に置くとともに、法第23条第2項の規定により個人情報保護委員会に届け出た場合には（※3）、第15条第1項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意（※4）を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる（※5）（オプトアウトによる第三者提供）。他方、電気通信事業者が加入者の個人データを第三者提供する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うことが望ましい。ただし、契約約款により本人の同意を得て行う場合でも、電話帳に掲載する場合など本人の意思をできるだけ尊重すべきものについては、本人の申出により提供を停止するという扱いにすることが望ましい。

電気通信事業者は、第15条第2項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表（※6）するものとする。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、第15条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

（1）第三者への提供を利用目的とすること。

（2）第三者に提供される個人データの項目

<p>事例1) 氏名、住所、電話番号、年齢 事例2) 氏名、商品購入履歴</p> <p>(3) 第三者への提供の方法 事例1) 書籍（電子書籍を含む。）として出版 事例2) インターネットに掲載 事例3) プリントアウトして交付 事例4) 各種通信手段による配信 事例5) その他外部記録媒体の形式での交付</p> <p>(4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。</p> <p>(5) 本人の求めを受け付ける方法（※7） 事例1) 郵送 事例2) メール送信 事例3) ホームページ上の指定フォームへの入力 事例4) 事業所の窓口での受付 事例5) 電話</p> <p>(略)</p> <p>3-5-2-2 (略)</p> <p>3-5-3~3-5-7 (略)</p> <p>3-6~3-8 (略)</p> <p>4~7 (略)</p>	<p>事例1) 氏名、住所、電話番号、年齢 事例2) 氏名、商品購入履歴</p> <p>(3) 第三者への提供の方法 事例1) 書籍（電子書籍を含む。）として出版 事例2) インターネットに掲載 事例3) プリントアウトして交付 事例4) 各種通信手段による配信 事例5) その他外部記録媒体の形式での交付</p> <p>(4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。</p> <p>(5) 本人の求めを受け付ける方法（※7） 事例1) 郵送 事例2) メール送信 事例3) ホームページ上の指定フォームへの入力 事例4) 事業所の窓口での受付 事例5) 電話</p> <p>(略)</p> <p>3-5-2-2 (略)</p> <p>3-5-3~3-5-7 (略)</p> <p>3-6~3-8 (略)</p> <p>4~7 (略)</p>
--	--